

認知症介護家族交流会「ほっこりさん」

同じような経験をもつ人との出会いの場、介護や病気との付き合い方のコツを見つける場、介護者に必要な息抜き場の場です。

と き 12月21日(木)

午後1時30分～3時30分

と ころ あんしん長寿センター
(ガレリアかめおかエイジレスセンター内)

対 象 (1)認知症の人の家族
(2)認知症の家族を介護している人、介護していた人

内 容 茶話会を通じた相談、交流(認知症の人と家族の会

京都府支部会員が、コーディネーターとして参加)

参加料 無料(申し込み不要)

問 あんしん長寿センター

TEL29-2133

(高齢福祉課)

亀岡市母子寡婦福祉大会新年のつどい

と き 平成30年1月14日(日)

午前10時～11時45分

(午前9時30分から受け付け)

と ころ ガレリアかめおか1階響ホール

対 象 母子家庭の親子・寡婦

内 容 母子家庭および寡婦の自

立促進と子どもたちの健全育成やその福祉向上を目指します。

○午前10時：母子寡婦福祉大会

○午前10時45分：新年のつどい

(アトラクション、ゲーム、プレゼント)

定 員 100人(要申し込み)

参加料 無料

申し込み **問** 12月17日(日)まで

に亀岡市母子寡婦福祉会会長

奥村おくむらTEL090-4305-4692・各支

部長・市役所地下1階母子会

売店TEL25-5010

(こども未来課)

総括表と給与支払報告書の提出をお願いします

平成29年1月1日から12月31日までの間に給与を支払った事業主の皆さんは、総括表と給与支払報告書(個人別明細書)の提出をお願いします。

亀岡市が作成した指定総括表が送付されている場合は、必ず指定総括表で提出をお願いします。

報告対象 平成30年1月1日現在亀岡市に住所地のある従業員(アルバイト含む)

提出期限 平成30年1月22日(月)頃まで

※地方税法の規定では1月末日ですが、早めの提出にご協力をお願いします。

その他 給与支払者が個人事業主の場合、番号法に基づく本人確認をします。事業主の「個人番号カードの両面の写し」もしくは「個人番号通知カードの写しと運転免許証等の写し」を添付して提出してください。

◇特別徴収義務者の一斉指定を実施します◇

京都府では、府内市町村とともに平成30年度から、原則全ての事業主を特別徴収義務者として一斉指定する取り組みを進めています。

「個人住民税の普通徴収への切替理由書(兼仕切紙)」の提出および個人別明細書の摘要欄に「(a～f)の符号：普通徴収」の記載がない場合は、原則特別徴収として取り扱いますのでご了承ください。

- a.退職者または退職予定者(5月末日まで)および雇用期間が1年未満で再雇用の見込みがない人
- b.毎月の給与が少額のため、特別徴収税額を引き去ることができない人
(例：前年中の給与の支払額が100万円以下)
- c.給与の支払が不定期な人(例：給与の支払いが毎月でない)
- d.他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている人または特別徴収される予定がある人
(乙欄該当者)
- e.専従者給与が支給されている人
- f. (a～eを除いた)受給者総人員が2人以下の事業主

※一斉指定の取り組みに関することは、京都府税務課TEL075-414-4433へ問い合わせてください。

※切替理由書は市ホームページからダウンロードすることができます。

問 市役所1階税務課(9・10番窓口) TEL25-5012

(税務課)

買い物は、お近くの商店街など亀岡市内でしましょう